

## 義務化されている事項等への対応について

- 次の事項は、運営基準上義務化されている指針の整備、委員会、研修及び訓練等について、取り組むべき内容を整理したものになります。厚生労働省等のホームページに掲載されている資料を活用しながら、適切な対応をお願いします。
- ★印がついている項目が未実施の場合、減算の対象となりますので、事業所の実施状況について御確認ください。

**1 認知症介護基礎研修**

**2 ハラスメント防止**

**3 非常災害対策**

**4 業務継続計画**

**5 感染症対策**

**6 高齢者虐待防止**

**7 身体的拘束の廃止**

**8 利用者の安全・質の確保・職員の負担軽減**

## 1 認知症介護基礎研修

### 【地域密着型サービス共通】

**介護に直接携わる従業者のうち資格を有さない従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させる必要があります。**

#### (1) 受講義務の対象者

介護に直接携わる従業者の中、医療・福祉関係の資格を有さない者等。

#### (2) 受講義務の対象外の者

以下の資格を有する者は、受講義務の対象とならない。

看護師、準看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

#### (3) 新規採用従業者に対する経過措置

事業所が新たに採用した、医療・福祉関係の資格を有さない従業者については、採用後1年間の猶予期間を設ける。

※採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること

◆鹿児島県ホームページに認知症介護基礎研修についての案内が掲載されていますので、御確認ください。

#### <掲載場所>

鹿児島県ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 地域包括ケア > 認知症 > 認知症介護基礎研修(e ラーニング)について

URL : [https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima\\_ninti\\_kisoken.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima_ninti_kisoken.html)

## 2 ハラスメント防止

### 【全サービス共通】

**男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策を講じる必要があります。**

#### (1) 講すべき措置の具体的な内容

##### ① 対象

職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント  
利用者やその家族等から受けるセクシュアルハラスメント

##### ② 内容

###### ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

###### イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

#### (2) 講じることが望ましい取組

##### ① 対象

顧客（利用者、家族）等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）

##### ② 内容

ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、

イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

◆厚生労働省ホームページに「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け) 研修のための手引き」等が示されていますので、御活用ください。

##### <掲載場所>

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

### 3 非常災害対策

#### 【居住系、施設系、通所系、多機能系サービス】

非常災害に関する具体的計画の策定、関係機関への連絡体制の整備、訓練の実施を行う必要があります。

##### (1) 具体的計画の策定

###### 【項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制

##### (2) 連絡体制の整備

- ・職員への連絡体制（緊急時の連絡体制の整備）
- ・消防その他防災機関等への連絡体制（連絡先一覧表の作成）
- ・近隣住民等との協力関係の確保
- ・定期的な連絡先の確認及び更新
- ・職員への周知・共有

##### (3) 訓練の実施

###### ①内容

消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、実効性のある内容で実施すること。また、実施にあたっては、運営推進会議等を活用し、地域住民の参加が得られるよう努めること。

###### ②頻度

定期的に実施

◆一般財団法人 日本総合研究所ホームページに「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」等が示されていますので、御活用ください。

###### <掲載場所>

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

ホーム > 主な研究活動 > 令和5年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」

URL : [https://www.jri.or.jp/2023\\_saigai/](https://www.jri.or.jp/2023_saigai/)

## 4 業務継続計画 【全サービス共通】

**感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、従業者へ周知するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を行う必要があります。**

### (1) 感染症に係る業務継続計画の策定★

- ①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ②初動対応
- ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

### (2) 災害に係る業務継続計画の策定★

- ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ②緊急時の対応
- ③他施設及び地域との連携（業務継続計画発動基準、対応体制等）

### (3) 研修の実施

- ①内容  
業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする
  - ②頻度
    - ・年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）
    - ・新規採用時（実施することが望ましい）
- 感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施可能**

### (4) 訓練（シミュレーション）の実施

- ①内容  
業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等
  - ②頻度  
年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）
- 感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可能**
- 災害→非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可能**

◆厚生労働省ホームページに業務継続計画のひな型等が示されていますので、御活用ください。

<掲載場所>

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（B C P）作成支援に関する研修

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 5 感染症対策

### 【全サービス共通】

**感染症対策委員会の開催、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備、研修及び訓練を行う必要があります**

#### (1) 感染症対策委員会の開催

##### ①構成メンバー

- ・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい
- ・専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておく

##### ②頻度

- ・おおむね6月に1回以上（感染流行時期等を勘案し必要に応じて隨時開催）

#### (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針

##### ①規定すべき内容

- ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等）
- ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、行政等への報告等）
- ・発生時における事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制

#### (3) 研修の実施

##### ①内容

- ・感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- ・事業所の指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの

##### ②頻度

- ・年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）
- ・新規採用時（実施することが望ましい）

#### (4) 訓練（シミュレーション）の実施

##### ①内容

事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの演習等

##### ②頻度

年1回以上（施設系・居住系サービスは年2回以上）

◆厚生労働省ホームページに「介護現場における感染対策の手引き」等が掲載されていますので、御活用ください。

<掲載場所>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## 6 高齢者虐待防止

### 【全サービス共通】

虐待防止対策委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、研修の実施、担当者の選任を行なう必要があります。

※上記の「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定める必要があります。

#### (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会★

##### ①構成メンバー

管理者を含む幅広い職種で構成する

##### ②頻度

定期的に開催（具体的な頻度の規定はなし）

##### ③検討事項

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

##### ④その他

・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい

・他の会議体（委員会等）と一体的に設置・運営することも可能

・委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること

#### (2) 虐待の防止のための指針★

「虐待の防止のための指針」には以下の項目を盛り込むこと。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

### (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修★

#### ①研修の内容

- ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- ・事業所の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの

#### ②研修の頻度

- ・年1回以上実施（施設系・居住系サービスは年2回以上）
- ・新規採用時（必ず実施）

### (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者★

上記（1）～（3）の措置を適切に実施するための「専任の担当者」を置くこと  
※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

### (5) 運営規程への位置づけ

虐待防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること

#### 運営規程への記載例

##### （虐待の防止の措置に関する事項）

##### 第●条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
  - 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

◆厚生労働省ホームページに高齢者虐待防止等に関する研修・検証資料等が掲載されていますので、御活用ください。

#### <掲載場所>

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > ・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22750.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html)

## 7 身体的拘束等の適正化

### 【居住系、施設系、多機能系サービス】

**身体的拘束適正化対策委員会の開催、身体的拘束廃止のための指針の整備、研修を行う必要があります。**

#### (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催★

##### ①構成メンバー

管理者を含む幅広い職種で構成する

##### ②頻度

3月に1回以上（関連が深い他の会議と一体的に開催することも可能）

##### ③運営方法等

イ 報告様式の整備

ロ 従業者による身体的拘束等の発生状況、背景等の記録及び報告

ハ 委員会における報告された事例の集計及び分析

ニ 身体的拘束等の発生時の状況等の分析により身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、事例の適正性と適正化策を検討すること

ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること

ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

#### (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備★

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、以下の項目を盛り込むこと

イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

#### (3) 身体的拘束等の適正化のための研修の実施★

##### ①研修の内容

- ・身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- ・事業所の指針に基づき、適正化の徹底を行うもの

##### ②研修の頻度

- ・年2回以上

- ・新規採用時（必ず実施）

## 8 利用者の安全・質の確保・職員の負担軽減

### 【居住系、施設系、多機能系サービス】

**令和9年3月31日までに利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について整備する必要があります。**

#### (1) 構成メンバー

管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成

#### (2) 頻度

定期的に開催（具体的な頻度の規定なし）

#### (3) 検討事項

現場における課題を抽出及び分析し、事業所の状況に応じた必要な対応を検討

◆厚生労働省ホームページに「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」等が掲載されていますので、ご活用ください。

#### <掲載場所>

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉  
> 介護分野の生産性向上 ~お知らせ~

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>